

保険約款集

Aライフ株式会社

家財保険（目次）

第1条（被保険者）	2
第2条（保険の目的の範囲）	2
第3条（保険責任の始期及び終期）	2
第4条（保険期間）	3
第5条（保険金の支払事由）	3
第6条（支払保険金）	4
第7条（他社の保険・共済契約のある場合の保険金の支払額）	5
第8条（保険金を支払わない場合・免責）	6
第9条（保険料の払込方法）	6
第10条（告知義務について）	6
第11条（通知義務について）	7
第12条（契約の無効について）	7
第13条（契約の失効について）	7
第14条（契約の取り消しについて）	8
第15条（保険金額の調整について）	8
第16条（契約の解除（重大事由を含む）について）	8
第17条（保険契約解除の効力について）	10
第18条（保険金及び返戻金の請求について）	10
第19条（保険金の支払時期）	12
第20条（契約の更新、更新時の契約条件の変更および更新契約の引き受けの拒否について）	13
第21条（保険期間中の保険料・保険金の増減について）	14
第22条（損害防止義務および損害防止費用）	14
第23条（残存物および盗難品の扱いについて）	14
第24条（評価人および裁定人）	15
第25条（代位について）	15
第26条（保険金支払い後の契約について）	16
第27条（準拠法について）	16
第28条（訴訟の提起）	16

賠償責任保険はP17から

家財保険

(被保険者)

第 1 条 被保険者は保険証券記載の建物または戸室を専ら居住の用に供する目的として借用する保険証券に記載された者(主となる被保険者)とします。

2 主となる被保険者以外で他に複数の同居人(被保険者)がいる場合は、被保険者の代表者は主となる被保険者とし、保険金支払い時等、当会社からの被保険者に対する通知は主となる被保険者に対して行います。

3 代表者以外の被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款に関する義務を負うものとします。

(保険の目的の範囲)

第 2 条 保険の目的である家財とは、被保険者が専ら居住の用に供している保険証券記載の建物または戸室(物置、車庫、その他の付属物を含む。戸室の場合は共用部分を除く)内に収容される家財(生活の用に供するものとする。)で、被保険者が所有するものとします。

2 次の各号に掲げるものは保険の目的に含みません。

- ① 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの。ただし盗難保険金支払い事由に該当する通貨、印紙、切手及び預貯金証書については、この限りではありません。
- ② 道路交通法に定める自動車
- ③ 貴金属、宝玉及び宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で 1 個または 1 組の価額が 30 万円を超えるもの
- ④ 稿本、設計書、図案、証券、帳簿その他これらに類するもの

(保険責任の始期及び終期)

第 3 条 保険料の払込があり当社が契約を承諾した場合、保険契約者が責任開始日を指定(申込書に記入)した日の午前 0 時を責任開始日及び時刻とします。

2 更新契約については、契約満了日の翌日の午前 0 時を更新契約の責任開始日及び時刻とします。

3 責任開始時点で保険料が払い込まれていない場合は、払い込まれた日の翌日の午前 0 時を責任開始日とします。

(保険期間)

第4条 保険期間は2年とします。

(保険金の支払事由)

第5条 損害保険金の支払事由

次に掲げる事故によって家財について生じた損害(消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含む)に対して、損害保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発
- ④ 台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災(洪水、高潮等を除く)、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災(融雪洪水を除く)によって家財が損害を受け、その損害額が20万円以上となった場合
- ⑤ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
- ⑥ 給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含む)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う溢水、放水または溢水による水濡れ
- ⑦ 騒じょうおよびこれに類似の集団行動(群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、第8条第1項④の暴動に至らないもの)または、労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

2 盗難保険金の支払事由

盗難保険金の支払事由 盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂)によって保険証券記載の建物または戸室内における保険の目的である家財及び通貨、印紙、切手または預貯金証書(預金証書または貯金証書をいい、通帳及び預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含む。以下同様とする)について生じた盗取、き損または汚損の損害に対して、盗難保険金を支払います。ただし、家財の盗難による損害については①、預貯金証書の盗難による損害については、次の①から③に掲げる事実があったことを条件とします。

- ① 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をしたこと
- ② 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと

③ 盗難にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと

3 水害保険金の支払事由

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の目的である家財を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、家財に損害が生じたときは、その損害に対して水害保険金を支払います。

上記の「床上浸水」とは居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く。)を超える浸水をいいます。

4 臨時費用保険金の支払事由

第1項の損害保険金が支払われる場合、家財が損害を受けたために臨時に生ずる費用に対して、損害保険金とは別に臨時費用保険金を支払います。

5 残存物取片付け費用保険金の支払事由

第1項の損害保険金が支払われる場合、損害を受けた家財の残存物の取片付けに必要な費用(取り壊し費用、取片付け清掃費用および搬出費用をいう。)に対して、損害保険金とは別に残存物の取片付け費用保険金を実費で支払います。

6 失火見舞費用保険金の支払事由

家財または家財を収容する保険証券記載の建物または戸室から発生した火災、破裂または爆発によって第三者(被保険者及び被保険者と生計を共にする同居の親族を除く。)の所有物(動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限る。)が滅失、き損または汚損した場合は、それによって生ずる見舞金の費用に対して、失火見舞費用保険金を支払います。

(支払保険金)

第6条 損害保険金の支払額

支払金額は損害の額(再調達価額)を実損で支払います。限度額は保険証券記載の保険金額とします。

2 盗難保険金の支払額

支払金額は損害の額(再調達価額)を実損で支払います。通貨、印紙及び切手の支払限度額は合計で10万円
預貯金証書の支払限度額は50万円を限度とし
すべての合計で保険証券記載の保険金額の20%を限度とします。

3 水害保険金の支払額

支払金額は損害の額(再調達価額)×70%とします。

限度額は保険証券記載の保険金額×70%とします。

4 臨時費用保険金の支払額

支払金額は損害保険金×30%

限度額は100万円または損害保険金×25%のうち、いずれか大きい方の金額(最高200万円)とします。

5 残存物取片付け保険金の支払額

支払金額は実費

限度額は損害保険金×10%とします。

6 失火見舞費用保険金の支払額

支払金額は上記の損害が生じた世帯または法人の数に1被世帯あたりの支払額(20万円)を乗じた額

限度額は保険証券記載の保険金額×20%とします。

7 第1項から第6項までが重複して支払われる場合でも、すべてを合計して1,000万円を限度とします。

(他社の保険・共済契約のある場合の保険金の支払額)

第7条 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

2 前項の場合において、第5条(保険金の支払事由)第4項の臨時費用保険金および同条第5項の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条第1項の損害保険金の額は、第1項の規定を適用して算出した額とします。

3 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、第1項の規定をおおの別々に適用します。

(保険金を支払わない場合・免責)

第 8 条 下記①～⑥に該当した場合は、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人もしくは保険金を受け取る者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ② 保険契約者、被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害
- ③ 保険の目的である家財が保険証券記載の建物または戸室以外にある間に生じた盗難
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、警察、機動隊等によって鎮圧できない状態)による損害
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- ⑥ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による損害

(保険料の払込方法)

第 9 条 保険料の払込方法については当会社、または当会社代理店、もしくは当会社と集金代行契約を締結した会社の指定する金融機関の口座に振込む方法、コンビニエンスストア専用の払込用紙にて払込む方法(コンビニ払いは更新契約に限ります)、直接当会社、または当会社代理店に持参して払込む方法の何れかとします。

2 振込みの場合は当該口座に着金した時点を領収日とし、コンビニエンスストアによる払込の場合は、支払日を領収日とします。

3 払込回数は 2 年契約の一括払いとします。

(告知義務について)

第 10 条 この保険契約の締結時において、保険契約者または被保険者は、当会社の定める保険契約申込書のお客ご確認事項(告知事項)にチェック(ネット申込により電子申込書を利用する場合は「告知事項の確認」欄を十分に確認し、送信)することにより、当社が求めている事項の告知(以下「告知事項」といいます。)に代えるものとします。

(通知義務について)

第11条 保険契約者または被保険者は、この保険契約の加入申込後に、告知事項に変更があることを知ったときは、遅滞なくこれらの内容を当会社に通知しなければなりません。ただしその通知すべき内容が、保険金の支払の可否を決定する上で重大であると認められる事項(契約の無効、失効、解除に当てはまる事項)である場合は、承認しません。

2 保険契約者または被保険者は保険の目的について損害が生じたことを知ったときは、これを遅滞なく当会社に通知するものとします。

(契約の無効について)

第12条 次の各号のいずれかの事実があったときは、保険契約を無効とします。

- ① 保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的を持って契約を締結したとき
- ② 重複申込みがあった場合には、一番最初に保険料が支払われている契約のみを有効とし、他の契約はすべて無効とします。
- ③ 保険契約締結後、責任開始日以前に保険証券記載の建物または戸室が消滅したとき

2 前項①の場合当会社はすでに収受している保険料を返還しません。②の場合他の無効となった契約の保険料は契約者に全額を返還します。また③の場合は保険料を全額返還します。

(契約の失効について)

第13条 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は、その効力を失います。

- ① 責任開始日以降に保険の目的の全部または保険の目的を収容する建物または戸室が消滅した場合。ただし、第26条の保険金の支払後の契約の終了の場合を除きます。
- ② 保険の目的の譲渡、移転(同一建物内を除く)または保険の目的を収容する建物または戸室の用途が住宅以外になった場合

2 前項の事由により契約が失効した場合は、失効した時点での解約返戻金と同額を失効返戻金として返戻します。

(契約の取り消しについて)

第14条 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を取り消すことができます。この場合、当社は収受した保険料を返還しません。

(保険金額の調整について)

第15条 保険契約締結の際、保険金額が保険の目的の価額を超えていたことにつき、保険契約者、被保険者およびこれらの者の代理人が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

2 前項の規定により保険契約者がこの保険契約を取り消した場合は、当社は取り消された部分に対応する保険料を全額返還します。

3 保険契約締結の後、保険の目的の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の目的の価額に至るまでの減額を請求することができます。

4 前項の場合は、減額を請求した時点で、減額する保険金額に相当する解約返戻金を返戻します。解約返戻金の計算は第18条第6項の通りとします。

(契約の解除(重大事由を含む)について)

第16条 当社は次のいずれかに該当する事由(重大事由を含む)がある場合には、保険証券に記載の保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、保険金を取得する目的で保険事故を起こしたとき(未遂を含む)、また保険金の請求に関し詐欺行為を行ったとき(未遂を含む)
- ② 保険契約者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその

法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に
関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を
有していると認められること。

③ ①から②までに掲げるもののほか、保険契約者または被
保険者が、①から②までの事由がある場合と同程度に当
会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の
存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

④ 第10条に定められた告知事項について、故意または重
大な過失によって事実を告げなかった場合または不実の
ことを告げた場合。ただし当社が契約締結時にその事
実を知り、または過失によって知らなかった場合を除き
ます。

⑤ 第11条第1項に定められた事項について、故意または重
大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のこ
とを通知した場合

(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経
過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関
係企業その他の反社会的勢力をいいます。

2 当社は、被保険者が第1項②アからオまでのいずれか
に該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知を
もって、この保険契約(注)を解除することができます。

(注)被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分と
します。

3 第1項④から⑤の規定による解除は、当社が、同号の
規定による解除の原因があることを知った時から一か月を経過
した場合または初年度保険契約締結日から5年を経過した場
合には適用しません。

4① 保険契約者は、書面による通知をもって保険契約を解約
することができます。

② 解約日付は書面を受理した日以降の保険契約者の指定
する任意の日とします。

5 第1項、第2項または第4項の事由にて契約を解除したとき
または解約するときには、解除または解約時点での解約返戻金
を返戻します。解約返戻金の計算は第18条第6項の通りとしま
す。

(保険契約解除の効力について)

第17条 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

- 2 ① 第16条第1項または第2項の規定による解除が保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、前項の規定にかかわらず、第16条第1項の事由または第2項の解除の原因となる事由が生じたときから解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当会社は保険金を支払いません。また、当会社はすでに保険金を支払っていた場合でも、支払っていた保険金全額について返還請求できます。(ただし、解除事由の発生日が保険事故日以前の場合に限ります。)
- ② 前号の規定は、第16条第1項④または⑤の事実に基づかずに発生した第5条(保険金の支払事由)の事故による損害については適用しません。
- ③ 保険契約者または被保険者が第16条第1項②アからオまでのいずれかに該当することにより第16条第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、第2項①の規定は、第16条第1項②アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

(保険金および返戻金の請求について)

第18条 当会社に対する保険金請求権は、第5条(保険金の支払事由)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

2 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて下記の書類を当会社に提出するものとします。

提出書類	盗難 以外	盗難	備 考
①事故受付表兼損害状況報告書	△	△	当会社からお願いした場合のみ
②保険金請求書	○	○	
③損害(または盗難)品明細書	△	△	(振込口座記入欄あり)
④修理見積書	△	△	損害状況報告書に書ききれない場合
⑤写真	△	△	
⑥罹災証明書	△		当会社からお願いした場合のみ
⑦盗難届出証明書		○	
⑧権利移転証または念書	△		当会社からお願いした場合のみ
⑨委任状	△	△	保険金の請求を第三者に委任される場合等
⑩示談書(写)	△		加害者のある損害で、示談済みの場合
⑪保険証券	△	△	ない場合は本人確認のできる書類(運転免許証等公的書類)

○:必ず提出していただく書類 △:必要に応じて提出していただく書類

3 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

4 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて前項の規定に違反した場合または第2項もしくは前項の書類に不実の記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

5 保険契約者が返戻金の請求をしようとするときは、異動承認請求書兼返戻金振込み依頼書を当会社に提出(当社ホームページから手続きも可)するものとします。

6 解約返戻金の計算方法は保険証券に記載の通りとします。

(保険金の支払時期)

第19条 当社は、被保険者が第18条(保険金および返戻金の請求について)第2項の手續を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に保険金を支払います。ただし、当社が支払うために必要な次の事項の確認を終えた後とします。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(保険価額を含みます。)および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① 前項①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
- ② 前項①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災

害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日

④ 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

3 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。

4 保険金の支払時期が第1項に定める期限を経過した場合には、その経過期間に応じ会社所定の利率による遅延利息を別途支払うものとします。

5 被保険者が、保険金の支払事由に該当する事故が発生した時の翌日から起算して3年間に当該保険金の請求をしないときは、保険金を請求する権利は消滅します。

(契約の更新、更新時の契約条件の変更および更新契約の引受の拒否について)

第20条 当社は保険期間満了日の1ヶ月前までに、保険契約者あてに、期間満了のお知らせと契約更新後の条件(保険金額、保険料)を書面またはメールにて通知します。

2 本商品の運営状況により、当社は契約の更新時に当会社の定めるところにより保険料、保険金額または保険約款の見直しをすることがあります。この場合は第1項に合わせて契約者に通知します。

3 本商品の収支の改善が見込めない場合は、当会社の定めるところにより、更新契約を引受けないことがあります。当社が更新契約を引受ける意思のない場合は、契約の更新を致しません。

この場合は第1項に合わせてその旨を契約者に通知します。

4 契約内容に変更があった場合は、保険契約者または被保険者は改めてこれを当社に通知するものとします。この場合の通知については、第11条(通知義務)第1項の規定を適用します。

5 保険契約の満了に際し、当社または保険契約者のいずれかから、当契約を更新しない旨の意思表示がない場合は、保険契約者が保険期間満了までに更新契約の保険料を払込むことにより契約を更新します。保険契約者が更新を希望しない場合は、保険期間満了までにその旨を当社へし出るも

のとします。

6 保険契約を更新する場合は保険契約者に「更新証」を書面または電磁的記録にて送付し、**もとの保険証券と合わせて新たな保険証券となします。**

(保険期間中の保険料・保険金の増減について)

第21条 当社は、本商品において予定していたよりも著しく収支が悪化した場合、当社の定めるところにより保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。

2 一時に多くの保険金の支払い事由が発生し、保険金支払いのための財源が不足する場合は、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

3 当社が前2項に定めることを実行する場合は、決定次第直ちに、その旨を契約者に通知します。

(損害防止義務および損害防止費用)

第22条 保険契約者または被保険者は、保険金支払い事由に該当する事故が発生したことを知ったときは、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

2 保険契約者または被保険者が、保険金支払い該当事故の損害の発生および拡大の防止のために、必要または有益な費用を支出した場合において、保険金支払いの免責事由に該当しないときは、当社は次の各号に掲げる費用に限り、これを負担します。

- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含む)の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除く)

3 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって第1項の義務を履行しなかったときは、当社は損害の額から防止または軽減する事ができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

(残存物および盗難品の扱いについて)

第23条 当社が保険金を支払った後でも、保険の目的の残存物の所有権は、当社がこれを取得する旨の意思表示をしない

限り、当会社に移転しません。

2 盗取された保険の目的について、当会社が保険金を支払う前に保険の目的が回収されたときは、盗取の損害は生じなかったものとします。

3 盗取された保険の目的について、当会社が保険金を支払ったときは、その保険の目的の所有権は保険金の再調達価額に対する割合によって当会社に移転します。

(評価人及び裁定人)

第24条 保険価額または損害の額等について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の間で争いが生じた場合は、それぞれが1名ずつ選定する評価人の判断に任せることとします。評価人の意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。

2 自己の選定した評価人の費用は各自が負担、その他の費用は半額ずつ負担するものとします。

(代位について)

第25条 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2 前項②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

3 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する前2項の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(保険金支払い後の契約について)

第26条 損害保険金の支払額が1回の事故につき証券記載の保険金額に達した場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

2 前項の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

3 第1項の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は既に払い込まれた保険料を返還しません。

(準拠法について)

第27条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令によります。

(訴訟の提起)

第28条 この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

賠償責任保険(目次)

第1条 (被保険者)	18
第2条 (保険責任の始期および終期)	18
第3条 (保険期間)	18
第4条 (保険金の支払事由)	18
第5条 (支払保険金)	20
第6条 (他社の保険・共済契約のある場合の保険金の支払額)	20
第7条 (保険金を支払わない場合・免責)	20
第8条 (保険料の払込方法)	21
第9条 (告知義務について)	22
第10条 (通知義務について)	22
第11条 (契約の無効について)	23
第12条 (契約の失効について)	23
第13条 (契約の取り消しについて)	23
第14条 (契約の解除 (重大事由を含む) について)	23
第15条 (保険契約解除の効力について)	25
第16条 (保険金及び返戻金の請求について)	26
第17条 (保険金の支払時期)	27
第18条 (契約の更新、更新時の契約条件の変更および更 新契約の引き受けの拒否について)	28
第19条 (保険金の支払時期)	29
第20条 (契約の更新、更新時の契約条件の変更および更 新契約の引き受けの拒否について)	29
第21条 (評価人および裁定人)	30
第22条 (被害者による直接請求権)	30
第23条 (被害者による損害賠償金の請求及び支払時期)	31
第24条 (被害者の特別先取特権)	31
第25条 (代位について)	31
第26条 (準拠法について)	31
第27条 (訴訟の提起)	31

家財保険はP1から

賠償責任保険

(被保険者)

第 1 条 被保険者は保険証券記載の建物または戸室を専ら居住の用に供する目的として借用する保険証券に記載された者(主となる被保険者)とします。

2 主となる被保険者以外で他に複数の同居人(被保険者)がいる場合は、被保険者の代表者は主となる被保険者とし、保険金支払い時等、当会社からの被保険者に対する通知は主となる被保険者に対して行います。

3 代表者以外の被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款に関する義務を負うものとします。

(保険責任の始期及び終期)

第 2 条 保険料の払込があり当社が契約を承諾した場合、保険契約者が責任開始日を指定(申込書に記入)した日の午前0時を責任開始日及び時刻とします。

2 更新契約については、契約満了日の翌日の午前0時を更新契約の責任開始日及び時刻とします。

3 責任開始時点で保険料が払い込まれていない場合は、払い込まれた日の翌日の午前0時を責任開始日とします。

(保険期間)

第 3 条 保険期間は 2 年とします。

(保険金の支払事由)

第 4 条 個人賠償責任保険の支払事由

被保険者が保険期間中に日本国内において発生した次に掲げる事故により、他人の身体の障害または財物の滅失、き損もしくは汚損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(1) 被保険者の住宅の使用または管理に起因する偶然な事故

(2) 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故
支払う保険金の範囲は次の各号の通りとします。

① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこ

れから差し引くものとする。

- ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用(弁護士報酬を含む)
- ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ④ 損害を防止または軽減するために必要な措置を講ずることによって支出した必要または有益と認められる費用
- ⑤ 損害を防止または軽減するために必要な措置を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ会社の書面による同意を得た費用及び被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急に要した費用
- ⑥ 損害賠償責任解決のために、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- ⑦ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合においてその権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用

2 借家人賠償責任保険の支払事由

被保険者の借用する保険証券記載の建物の戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次に掲げる事故により、滅失、き損または汚損した場合において、被保険者が借用戶室についてその貸主(転貸人を含む。以下同様とする)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、保険金を支払います。

- (1) 火災
- (2) 破裂または爆発
- (3) 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ
- (4) 盗難

支払う保険金の範囲は次の各号の通りとします。

- ① 被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金。この場合、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停ま

- たは仲裁に要した費用(弁護士報酬を含む)
- ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
 - ④ 損害賠償責任解決のために、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
 - ⑤ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合においてその権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用

(支払保険金)

第 5 条 当会社は前条の保険金として次の各号の金額を支払います。ただし1回の事故につき合計で1000万円を限度とします。

- ① 前条第 1 項①及び第 2 項①に規定する損害賠償金の額
- ② 前条第 1 項②～⑦及び第 2 項②～⑤に規定する費用の合計額

(他社の保険・共済契約のある場合の保険金の支払額)

第 6 条 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

2 損害が 2 種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、第 1 項の規定をおのおの別に適用します。

(保険金を支払わない場合・免責)

第 7 条 下記①～⑮に該当した場合は、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人もしくは保険金を受け取る者またはその者の法定代理人の故意または法令違反による事故
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装

反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、警察、機動隊等によって鎮圧できない状態）による事故

- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による損害
- ⑤ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ⑥ もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除く。
- ⑨ 被保険者と第三者または借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑩ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有するものに対して負担する損害賠償責任
- ⑪ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑫ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑬ 飛行機、船舶・車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑭ 借戸室の改築、増築、取り壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この限りでない。
- ⑮ 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任

（保険料の払込方法）

第 8 条 保険料の払込方法については当会社、または当会社代理店、もしくは当会社と集金代行契約を締結した会社の指定する金融機関の口座に振込む方法、コンビニエンスストア専用の払込用紙にて払込む方法（コンビニ払いは更新契約に限ります）、直接当会社、または当会社代理店に持参して払込む

方法の何れかとします。

2 振込みの場合は当該口座に着金した時点を領収日とし、コンビニエンスストアによる払込の場合は、支払日を領収日とします。

3 払込回数は2年契約の一括払いとします。

(告知義務について)

第9条 この保険契約の締結時において、保険契約者または被保険者は当会社の定める保険契約申込書のお客様ご確認事項(告知事項)にチェック(ネット申込により電子申込書を利用する場合は「告知事項の確認」欄を十分に確認し、送信)することにより、当会社が求めている事項の告知(以下「告知事項」といいます。)に代えるものとします。

(通知義務について)

第10条 保険契約者または被保険者は、この保険契約の加入申込後に、告知事項に変更があることを知ったときは、遅滞なくこれらの内容を当会社に通知しなければなりません。ただしその通知すべき内容が、保険金の支払の可否を決定する上で重大であると認められる事項(契約の無効、失効、解除に当てはまる事項)である場合は、承認しません。

2 保険契約者または被保険者は事故が生じたことを知ったときは、次の各号を行うものとします。

- ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業または借戸室の貸主の住所及び氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がいるときはその住所、氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく書面をもって当会社に通知すること。
- ② 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること。
- ③ 損害を防止または軽減するために必要な措置を講ずること。
- ④ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置については、この限りではありません。
- ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、ただちに書面をもって当会社

に通知すること。

(契約の無効について)

第11条 次の各号のいずれかの事実があったときは、保険契約を無効とします。

- ① 保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的を持って契約を締結したとき
- ② 重複申込みがあった場合には、一番最初に保険料が支払われている契約のみを有効とし、他の契約はすべて無効とします。
- ③ 保険契約締結後、責任開始日以前に保険証券記載の建物または戸室が消滅したとき

2 前項①の場合当会社はすでに収受している保険料を返還しません。②の場合他の無効となった契約の保険料は契約者に全額を返還します。また③の場合は保険料を全額返還します。

(契約の失効について)

第12条 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は、その効力を失います。

- ① 責任開始日以降に被保険者が借用する保険証券記載の建物または戸室が消滅した場合
- ② 被保険者が転居した場合または保険証券記載の建物または戸室の用途が住宅以外になった場合

2 前項の事由により契約が失効した場合は、失効した時点での解約返戻金と同額を失効返戻金として返戻します。

(契約の取り消しについて)

第13条 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を取り消すことができます。この場合、当会社は収受した保険料を返還しません。

(契約の解除(重大事由を含む)について)

第14条 当会社は次のいずれかに該当する事由(重大事由を含む)がある場合には、保険証券に記載の保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、保険金を取得する目的で保険事故を起こしたとき(未遂を含む)、また保険金の請求に関し詐欺行為を行ったとき(未遂を含む)
 - ② 保険契約者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ③ ①から②までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から②までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
 - ④ 第9条に定められた告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合。ただし当社が契約締結時にその事実を知り、または過失によって知らなかった場合を除きます。
 - ⑤ 第10条第1項に定められた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを通知した場合
(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- 2 当社は、被保険者が第1項②アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
- (注)被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。
- 3 第1項④から⑤の規定による解除は、当社が、同号の規定による解除の原因があることを知った時から一か月を経過した場合または初年度保険契約締結日から5年を経過した場合には適用しません。

4 ① 保険契約者は、書面による通知をもって保険契約を解約することができます。

② 解約日付は書面を受理した日以降の保険契約者の指定する任意の日とします。

5 第1項、第2項または第4項の事由にて契約を解除したときまたは解約するときは、解除または解約時点での解約返戻金を返戻します。解約返戻金の計算は第16条第6項の通りとします。

(保険契約解除の効力について)

第15条 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

2 ① 第14条第1項または第2項の規定による解除が保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、前項の規定にかかわらず、第14条第1項の事由または第2項の解除の原因となる事由が生じたときから解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当会社は保険金を支払いません。また、当会社はすでに保険金を支払っていた場合でも、支払っていた保険金全額について返還請求できます。(ただし、解除事由の発生日が保険事故日以前の場合に限ります。)

② 前号の規定は、第14条第1項④または⑤の事実に基づかずに発生した第4条(保険金の支払事由)の事故による損害については適用しません。

③ 保険契約者または被保険者が第14条第1項②アからオまでのいずれかに該当することにより第14条第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、第2項①の規定は、次の損害については適用しません。

ア. 第14条第1項②アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

イ. 第14条第1項②アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(保険金および返戻金の請求について)

第 16 条 当会社に対する保険金請求権は、第 4 条(保険金の支払事由)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行することができるものとします。

2 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて下記の書類を当会社に提出するものとします。

必要書類	対人賠償	対物賠償	備考
①事故受付表兼損害状況報告書	△	△	当会社からお願いした場合のみ
②保険金請求書	○	○	(振込口座記入欄)
③示談書または念書	○	○	念書は10万円以下の賠償額で当会社が認めた場合
④損害賠償金の支払を証する書類	○	○	
⑤損害明細書		△	損害状況報告書に書ききれない場合
⑥修理見積書		△	
⑦写真		△	
⑧同意書	○		医療機関から医療情報を直接当会社が取得することに同意する書類
⑨診断書	○		
⑩医療機関の治療費領収書	○		
⑪治療にかかる交通費の明細書	△		
⑫治療にかかる諸雑費の領収書	△		
⑬休業損害証明書	△		休業損害が発生した場合、前年の納税証明書等も提出
⑭委任状	△	△	保険金の請求を第三者に委任される場合等
⑮保険証券	△	△	無い場合は本人確認のできる書類 (運転免許証等公的書類)

○:必ず提出していただく書類 △:必要に応じて提出していただく書類

3 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求め

ることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

4 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて前項の規定に違反した場合または第2項もしくは前項の書類に不実の記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

5 保険契約者が返戻金の請求をしようとするときは、異動承認請求書兼返戻金振込み依頼書を当社に提出(当社ホームページからの手続きも可)するものとする。

6 解約返戻金の計算方法は保険証券に記載の通りとします。

(保険金の支払時期)

第17条 当社は、被保険者が第16条(保険金および返戻金の請求について)第2項の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に保険金を支払います。ただし、当社が支払うために必要な次の事項の確認を終えた後とします。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確

認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① 前項①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180 日

② 前項①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日

③ 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60 日

④ 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

3 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。

4 保険金の支払時期が第1項に定める期限を経過した場合には、その経過期間に応じ会社所定の利率による遅延利息を別途支払うものとします。

5 被保険者が、保険金の支払事由に該当する事故が発生した時の翌日から起算して3年間に当該保険金の請求をしないときは、保険金を請求する権利は消滅します。

(契約の更新、更新時の契約条件の変更および更新契約の引受の拒否について)

第 18 条 当社は保険期間満了日の 1ヶ月前までに、保険契約者あてに、期間満了のお知らせと契約更新後の条件(保険金額、保険料)を書面またはメールにて通知します。

2 本商品の運営状況により、当社は契約の更新時に当社の定めるところにより保険料、保険金額または保険約款の見直しをすることがあります。この場合は第1項に合わせて通知します。

3 本商品の収支の改善が見込めない場合は、当社の定めるところにより、更新契約を引受けないことがあります。当社が更新契約を引受ける意思のない場合は、契約の更新を致しません。

この場合は、第1項に合わせてその旨を契約者に通知します。

4 契約内容に変更があった場合は、保険契約者または被保険者は、これを当会社に通知するものとします。この場合の通知については、第10条(通知義務)第1項の規定を適用します。

5 保険契約の満了に際し、当会社または保険契約者のいずれかから、当契約を更新しない旨の意思表示がない場合は、保険契約者が保険期間満了までに更新契約の保険料を払込むことにより契約を更新します。保険契約者が更新を希望しない場合は、保険期間満了までにその旨を当会社へ申し出るものとします。

6 保険契約を更新する場合は保険契約者に「更新証」を書面または電磁的記録にて送付し、もとの保険証券と合わせて新たな保険証券とみなします。

(保険期間中の保険料・保険金の増減について)

第19条 当会社は、本商品において予定していたよりも著しく収支が悪化した場合、当会社の定めるところにより保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。

2 一時に多くの保険金の支払い事由が発生し、保険金支払いのための財源が不足する場合は、当会社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

3 当会社が前2項に定めることを実行する場合は、決定次第直ちに、その旨を契約者に通知します。

(損害防止義務および損害防止費用)

第20条 保険契約者または被保険者は、保険金支払い事由に該当する事故が生じたときは、損害の防止または軽減に努めなければなりません。

2 保険契約者または被保険者が、保険金支払い該当事故の損害の防止または軽減のために、必要または有益な費用を支出した場合において、保険金支払いの免責事由に該当しないときは、当会社は次の各号に掲げる費用に限り、これを負担します。

- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含む)の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要す

る費用または謝礼に属するものを除く)

3 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって第1項の義務を履行しなかったときは、当社は損害の額から防止または軽減する事ができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

(評価人及び裁定人)

第21条 保険価額または損害の額等について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の間で争いが生じた場合は、それぞれが1名ずつ選定する評価人の判断に任せることとします。評価人の意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。

2 自己の選定した評価人の費用は各自が負担、その他の費用は半額ずつ負担するものとします。

(被害者による直接請求権)

第22条 被害者は、次に掲げる場合に当会社に対して第4条(保険金の支払事由)に定める賠償責任保険金の支払を請求することができます。

- (1) 被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合。
- (2) 被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で、書面による合意が成立した場合。
- (3) 被害者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合。
- (4) 被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合。
 - ① 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明。
 - ② 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

2 当会社は、第1項の請求がなされた場合に、被害者に対して第4条(保険金の支払事由)に定める賠償責任保険金をお支払いたします。ただし、支払限度額(当会社が既に支払った保険金がある場合は、その金額を差し引いた額)を限度とします。

3 当社は、被害者による賠償責任保険金の請求が、被保険者の保険金の請求と競合した場合は、被害者に対して優先して、保険金をお支払いします。

4 第2項の規定に基づき当社が被害者に対して保険金の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金をお支払いしたものとみなします。

(被害者による損害賠償金の請求および支払時期)

第23条 被害者が第22条(被害者による直接請求権)の規定により損害賠償金の支払を請求する場合は、第16条(保険金および返戻金の請求について)および第17条(保険金の支払時期)の規定を準用します。

(被害者の特別先取特権)

第24条 被害者は、賠償責任保険金を請求する権利について特別先取特権(法律で定められた一定の債権を有する者が債務者の財産から他の債権者に優先して弁済を受ける権利)を有します。

2 被保険者は、第1項の被害者への債務について弁済をした額、または被害者の承諾があった額の限度においてのみ、当社に対して保険金を請求できる権利を行使することができます。

(代位について)

第25条 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2 前項②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

3 保険契約者および被保険者は、当社が取得する前2項

の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(準拠法について)

第26条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令によります。

(訴訟の提起)

第27条 この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。